

第 2 回世田谷区児童福祉審議会 里親部会 報告要旨

里親部会の審議事項について

- ・里親部会は児童福祉法に基づき、区が里親を認定しようとする際に、区から諮問を受けて審議し、その結果を答申している。

説明資料

別紙のとおり。

説明要旨・補足

「1 開催回数」について

- ・年 3 回開催することとしており、本日までに 8 月と 11 月の 2 回開催している。

「2 審議件数」について

- ・これまでに諮問を受けた件数は、合計 9 件である。

その内訳は

養子縁組を目的とせず子どもを一定期間養育する「養育家庭」・・・・・・・・ 3 件
養子縁組を目的として子どもを養育する「養子縁組里親」・・・・・・・・ 5 件
専門的なケアを必要とする子どもを一定期間養育する「専門里親」・・・・ 1 件

世田谷区では、養子縁組里親を社会的資源としてより一層活用し、里親委託の促進を図るため、養子縁組里親と養育家庭の重複登録を可能としており、重複登録の際は、それぞれで 1 件として計上している。

- ・審議した 9 件すべて、里親としての認定が適格であるとの審議結果となっている。
- ・審議にあたっては、住所要件や経済的要件、研修受講状況などについて、ひとつずつ確認するとともに、実際に登録しようとする家庭の訪問調査や面接を行った児童相談所の職員にも細かく状況を確認するなどしながら、慎重に審議を行っている。
- ・学識経験者、児童養護施設の施設長、医師など様々な委員がそれぞれの専門性に基づき、その家庭の養育力向上や、子どもが委託されるにあたっての留意点などについてもご意見をいただき、このような審議結果となっている。
- ・今後、区は、里親制度のさらなる拡充を目指す方針であるが、子どもにとって最善の養育環境を提供できるよう、里親登録は厳格に行う必要があると考えており、今後も、引き続き慎重な審議に努めていく。

「3 第 3 回里親部会について」

- ・3 月中旬の開催を予定しており、審議予定は 7 家庭である（内訳は記載のとおり）。